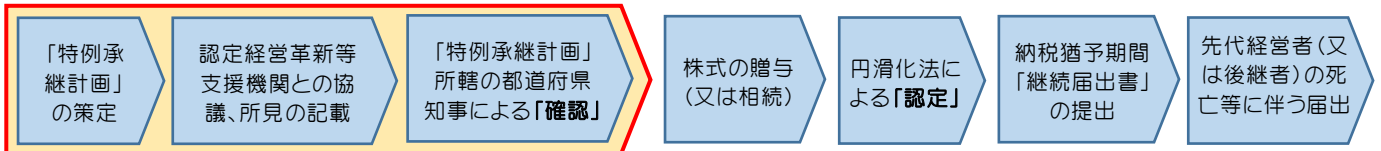


事業承継税制について（その1）

平成30年度で拡充された事業承継税制について、複数回に分けてお伝えいたします
※（従前の制度からの拡充について事務所通信248号（5/10 発行）で紹介しております）。

1 事業承継税制の大まかな流れ

今回の税制改正では、従前の事業承継税制に追加して、期間限定で特例措置が創設されました。「特例承継計画」を策定し、所轄の都道府県に提出・確認を受け、一定期間内に贈与（又は相続）により、対象会社の株式を後継者に引き継ぐことが必要となります。大まかな手続きは下記のとおりとなります。



今回は、この制度で最初に行う、上記赤枠に囲われた「特例承継計画」についてその概要を解説いたします。

2 「特例承継計画」

「特例承継計画」の様式（様式第21）は下記の中小企業庁のHPに掲載されており、当該様式に従い記載していけばよく、記載例もあるため参照しながら作成することができます。将来について十分に検討し、計画を立てている会社であれば、書類の作成自体はそれほど難しくはありません。

（中小企業庁サイト：http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_ekatsu_tokurei_yoshiki.htm）

「特例承継計画」の記載事項

項目	内容
会社概要	①会社概要（事業内容、資本金、従業員数）、②事業を譲る経営者氏名、③事業を譲りうける後継者
株式承継までの経営計画	④事業を譲るまでの計画（承継時期、経営課題、課題への対応）
株式承継後の経営計画	⑤承継後5年間各期の具体的な経営計画
認定経営革新等支援機関による所見	⑥当該機関の名称、住所、⑦指導・助言の年月日、⑧指導、助言の内容 ※この部分は会社ではなく、認定経営革新支援機関が記載・押印

記載する事項の④は承継前、⑤は承継後の事業計画です。経営者であれば、何かしら考えている「長期的な事業計画」であり、その内容を簡潔な文書で記載すれば十分な内容になっています。

しかし、「特例承継計画」は会社及び事業の将来を見据えて、会社経営を次世代の後継者へ移す作業の一環として作成されるものであるため「とりあえず作成する」よりは、この機会に現経営者・オーナーとそれを引き継ぐ後継者が十分に検討し、共同して作成することが望ましいと考えられます。

上記の計画を作成するにあたり、事業承継の具体的な検討についての資料として、政府（中小企業庁）では「経営者のための事業承継マニュアル」等の理解しやすい資料をHPで公開していますので、活用してみたいかがでしょうか（中小企業庁サイト：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>）

3 留意点

対象となる会社の資本金・従業員数等の規模の制限や、贈与の場合に贈与時点で3年以上役員であること等、計画的に整えるべき要件等があります。「特例承継計画」の作成に際しての要件（留意点）については次回以降ご紹介いたします。

@ 7月の予定

- 7/10・6月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/31・5月決算法人の確定申告
・2,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

